

## 西宮市総合福祉センター 集会施設の利用案内

	身体障害者福祉センター（本館 4階）	社会福祉センター（別館 2階）
使用者の範囲	障害者、その家族及び介護者、障害者の福祉に協力する者及び団体、その他市長が適当と認めたもの	西宮市に居住する障害者、その家族及び介護者、福祉事業関係者及びそれらの団体、その他社協理事長が認めた者及び団体
使用時間	・午前 9:00～12:00 ・午後 1:00～5:00 ・夜間 5:30～9:00 *日曜日及び休日は午後5時まで	
休館日	・毎月第3日曜日 ・年末年始（12月29日～1月3日）	
使用料	市外の使用者は、使用料が必要です。また、市内の使用者でも、使用目的や内容によって、有料になる場合があります。	
申込方法	期間	使用日の3月前から前日までに申請書を提出してください。
	申請書類	西宮市総合福祉センター専用使用許可申請書（桜色）
	受付時間	・午前 9:00～12:00 ・午後 1:00～5:00 （夜間及び休館日は受け付けておりませんので、ご注意ください。）

### 使 用 料 (単位 円)

区 分		定員 (人)	午 前 9:00～12:00	午 後 1:00～5:00	夜 間 5:30～9:00
身体障害者福祉センター (本館 4階)	研修室(A1・A2 各室)	30	650(130)	900(180)	750(150)
	会 議 室 A 1	14	800(160)	1,100(220)	900(180)
	和室(A1・A2・A3 各室)	12	200( 40)	250( 50)	250( 50)
社会福祉センター (別館 2階)	会議室(B1・B2 各室)	30	600(120)	800(160)	700(140)
	多目的ルーム	80	2,000(400)	2,800(560)	2,400(480)
	和 室	20	650(130)	900(180)	750(150)
	料理実習室	16	650(130)	900(180)	750(150)
		調理用ガス器具を使用するときは、午前・午後・夜間各1回当たり450円			

備考 冷暖房実施期間中における使用については、使用料の2割の額（ ）が加算されます。

・冷房期間 6月1日～ 9月30日 ・暖房期間 12月1日～ 3月31日

#### 【使用上の注意】

1. 使用当日、使用許可書を持参の上、受付で鍵と使用備品等を受け取ってください。
2. 部屋の前の案内板に、会議名等を記入の上、退室時には消してください。
3. 終了時には、机・椅子・備品・器具等を元の状態に戻し、照明等を消した後、施錠してください。
4. 使用時間内に鍵と専用使用報告書を返却してください。

#### 【その他の注意事項】

1. 駐車場に余裕がないため、一般（健常者）の駐車場利用はできませんので、事前に案内を出される場合は参加者へ周知してください。
2. ゴミは使用者において持ち帰りください。
3. 盗難予防については、各自十分注意してください。
4. その他、使用許可書裏面の注意事項を順守してください。